

法人道民税・法人事業税の課税事務が集約されます ～～ 申告書の提出先が変わります ～～

法人道民税・法人事業税に係る課税事務については、これまで全道の総合振興局、振興局、道税事務所及び札幌道税事務所税務管理部において取り扱っておりましたが、**平成25年4月1日**から、課税に係るすべての業務を**札幌道税事務所税務管理部**において取り扱うこととなります。

- 法人道民税・法人事業税に係る**申告書や各種届出書の提出先**は平成25年4月1日から、すべて**札幌道税事務所税務管理部**となります。
- 法人道民税・法人事業税の課税に関するお問い合わせは、札幌道税事務所税務管理部へお寄せください。

【北海道札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課】
〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館2階
電話 011-281-7834・011-281-7812・011-204-5083

- やむを得ず札幌道税事務所に提出できない場合は、これまでどおり最寄りの総合振興局等にお持ちいただく事もできます。
- **納税証明書の申請や納税のご相談**は、これまでと変わらず**最寄りの総合振興局等**において受け付けます（連絡先は[こちら](#)をご覧ください）。
- **納付書**にご記入いただく「**事務所コード**」は、これまでどおりで**変更はありません**ので、お間違えのないようお願いいたします。

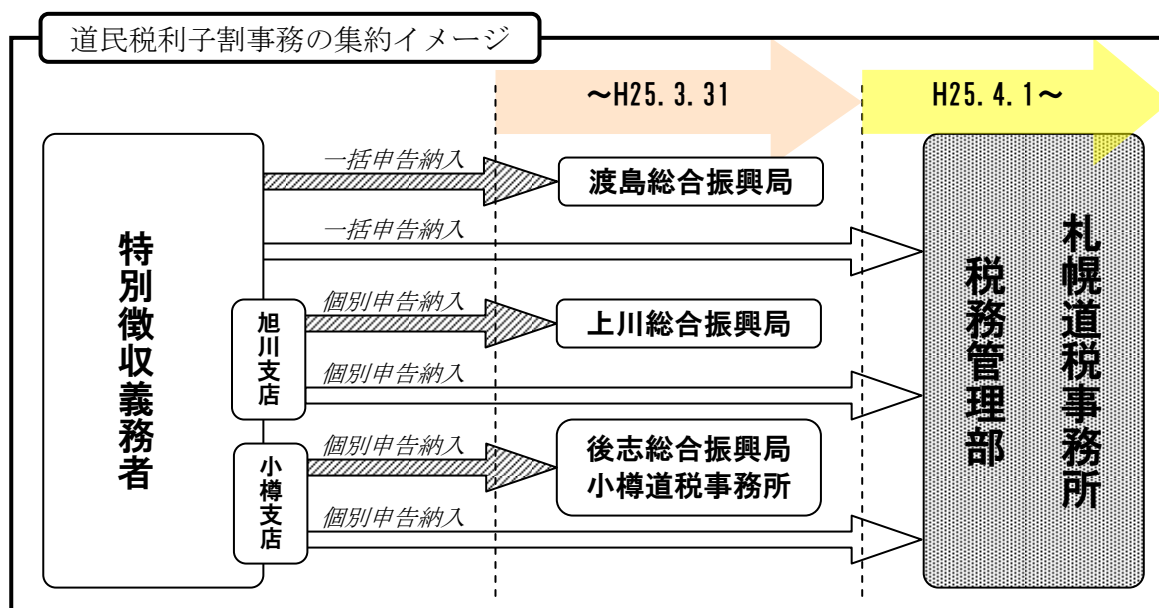
事務集約に係るお問い合わせ先

北海道総務部財政局税務課課税対策グループ
電話 011-204-5062

道民税利子割の課税・徴収事務が札幌に集約されます

道民税利子割に係る課税・徴収事務については、これまで全道の総合振興局、振興局、道税事務所において取り扱っておりましたが、平成25年4月1日から札幌道税事務所税務管理部において取り扱うこととなります。

- ・ 道民税利子割の届出書等の提出は、原則として札幌道税事務所税務管理部となりますが、今までどおり最寄りの総合振興局等にお持ちいただくこともできます。
- ・ 平成25年3月31日までに、札幌道税事務所税務管理部以外の総合振興局、振興局、道税事務所に申告された分に係る更正の請求についても、平成25年4月1日からは札幌道税事務所税務管理部に提出することとなります。



※平成25年3月31日までの申告納入先が札幌道税事務所税務管理部である場合は変更ありません。

【道民税利子割に関する平成25年4月1日からのお問い合わせ先】

北海道札幌道税事務所税務管理部課税第一課
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館2階
電話 011-281-7811

事務集約に係るお問い合わせ先

北海道総務部財政局税務課課税対策グループ
電話 011-204-5062